

# 鹿児島県における再生資源活用工事実施要領（土木）

## 1 目的

この要領は、建設副産物の再生利用の促進のために、公共工事における建設副産物の再資源化施設等への搬出と再生資源の利用に関する基準を示し、公共工事の円滑な施工の確保と資源の有効な利用の促進を図ることを目的とする。

## 2 適用範囲

鹿児島県土木部が発注する公共工事に適用する。

## 3 建設副産物処理の基本的な考え方

建設副産物の適正な処理のため、次の順序により処理を行うものとする。

- (1) 建設副産物の発生の抑制に努めること。（排出抑制）
- (2) 建設副産物のうち、再使用ができるものについては、再使用に努めること。（再使用）  
なお、建設副産物のうち、再使用がされないものであって、再生利用をすることができるものについては、再生利用に努めること。（再生利用）
- (3) 建設副産物のうち、再使用及び再生利用がされないものは、熱回収に努めること。  
なお、対象建設工事から発生する特定建設資材廃棄物のうち、再使用及び再生利用がされなものであって熱回収ができるものについては、熱回収を行うこと。（熱回収）
- (4) 建設副産物のうち、循環的な利用が行われないものについては、適正に処分すること。  
なお、処分に当たっては、縮減できるものについては、縮減すること。（縮減）

## 4 用語の定義

この要領に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「建設副産物」とは、公共工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (2) 「指定副産物」とは、公共工事に伴い副次的に得られた土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材をいう。
- (3) 「建設汚泥」とは、建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物及び泥水のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する産業廃棄物として取り扱われるものをいう。
- (4) 「建設発生土」とは、公共工事に伴い副次的に得られた土砂（浚渫土を含む。）をいう。
- (5) 「建設資材」とは、土木建築に関する工事に使用する資材をいう。
- (6) 「特定建設資材」とは、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートをいう。
- (7) 「建設資材廃棄物」とは、建設資材が廃棄物となったものをいう。
- (8) 「特定建設資材廃棄物」とは、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材をいう。
- (9) 「再使用」とは、次に掲げる行為をいう。  
ア 建設副産物のうち有用なものを製品としてそのまま使用すること。（修理を行ってこれを使用することを含む。）  
イ 建設副産物のうち有用なものを部品その他製品の一部として使用すること。
- (10) 「再生利用」とは、建設廃棄物を資材または原材料として利用することをいう。
- (11) 「熱回収」とは、建設廃棄物であって、燃焼の用に供することができるもの、またはその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。
- (12) 「縮減」とは、焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設副産物の大きさを減ずる行為をいう。
- (13) 「対象建設工事」とは、建設リサイクル法で定める一定規模以上の工事をいう。

## 5 再生資源活用のための方策

再生資源の利用の促進を図るため、建設副産物の基本的な考え方に基づき、以下の方策を講じることとする。

### (1) 指定副産物の工事現場からの搬出

公共工事の発注に際しては、可能な限り指定副産物を再生資源として利用することを促進すること。

なお、この場合、再資源化施設の受入条件等を勘案し、分別ならびに破碎または切断を行ったうえで、再資源化施設に搬出すること。

### (2) 建設汚泥の工事現場からの搬出

公共工事に伴い発生した建設汚泥を工事現場から搬出する場合は、原則として以下のア～ウのいずれかの方法をとること。

ア 建設汚泥処理土として再生利用させるため、外の建設工事現場に搬出する。（搬出元の工事現場または搬出先の工事現場にて所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合に限る。）

イ 他の工事現場にて建設汚泥処理土として再生利用させるため、再資源化施設に搬出する。

ウ 製品化させる（建設汚泥処理土以外の形で再生利用させる）ため、再資源化施設に搬出する。

### (3) 再生資材等の利用

公共工事の発注に際しては、可能な限り再生資材等を利用するよう努めること。

また、各事業執行機関における再生資材等の利用の促進を図るため、発注者間の情報交換を密にすること。

### (4) 設計図書等における条件明示の方法

再生資材の利用、再資源化施設への搬出等を実施する工事については、利用・搬出等に関する条件を設計図書等に記載し、契約事項とする。

### (5) 設計、積算上の取扱い

設計に当たっては、建設副産物の発生を抑制する施工方法又は資材の選択に努め、品質等に配慮しつつ、可能な限り再生資源を利用することに努めるものとする。

積算に当たっては、必要な費用を計上するものとする。特に、工事現場から再資源化施設等までの運搬費及び再資源化施設の受け入れに要する費用を適正に計上する。

### (6) 施工計画書等における取扱い

再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書については、全ての工事において数量の大小にかかわらず、施工計画書に含めて提出させること。また、その実施書についても提出させること。この場合、建設副産物情報交換システム（COBRIS）の利用を推奨する。

### (7) 品質の管理

再生資材について、品質等が適正なものであるか十分注意を払う必要があることから、原則として、公的機関（（財）鹿児島県建設技術センター等）での検査により、品質の確認を行ったものを使用すること。

品質等について適正な品質が確保されておらず、新材、購入土を使用せざるを得ない場合は、設計変更により対応すること。

### (8) 地域振興局建設部等の対応について

再生資源の利用及び建設副産物の搬出に当たっては、周辺の再資源化施設の状況を把握し、所要の品質を持った再生資源を生産する施設を利用するよう請負者を指導すること。

## 6 その他

この実施要領は、平成30年4月1日から適用する。